

別紙

諮問第1743号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。また、本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年9月19日付けで行った本件開示請求1に対する本件不開示決定並びに本件開示請求2及び3に対する本件一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定及び本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年12月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月9日及び12日に実施機関から理由説明書を、同年5月23日に審査請求人から意見書を収受し、同年10月29日（第251回第一部会）から令和7年1月23日（第254回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都教育委員会における指導力不足等教員の取扱いについて

実施機関では、指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成14年東京都教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）において指導力不足等の理由により児童又は生徒を適切に指導することができない教員等の認定手続その他必要な事項を定めており、規則4条により認定を受けた指導が不適切である教員に対して、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）25条1項の規定に基づく指導力不足教員指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を実施している。

また、規則4条の2等により認定された指導に課題がある教員に対して、指導力不足教員指導向上研修（以下「指導向上研修」という。）を実施している。

イ 本件不開示決定及び本件一部開示決定について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1のうち「ケ：第9条の2第2項」については、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。なお、他については、該当する要綱等を特定した上で、開示決定を行っている。

また、本件開示請求2に対し、「令和5年度指導力不足等教員に対する研修実施の手引」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「令和5年度指導力不足等教員に対する研修（指導力不足教員指導改善研修・指導力不足教員指導向上研修）研修実施細目」（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、別表2に掲げる本件不開示情報1から4について、条例7条2号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

さらに、本件開示請求3に対し、「指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿」（以下「本件対象公文書3」という。）を特定し、別表2に掲げる本件不開示情報5について、条例7条2号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

規則9条の2第2項は、指導向上研修の期間に関する規定であり、「研修の期間は、

一年以内で、教育長が別に定める期間とする。」と規定されている。

審査請求人は、本件不開示決定に対し「別に定める、としたものが別に定められていないことはあり得ない。」と主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、研修期間の決定の方法については、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定手続等に関する要綱（平成14年2月21日教育長決定）の第3で「教育委員会は、第2の3又は4の申請及び業績評価に基づき、東京都教育庁人事部、指導部及び東京都教職員研修センターの関係部課長等で構成する判定会の審議を経て指導力不足等教員を認定し、認定された者の研修期間を決定の上申請者に通知する。」と定めているとのことであった。

また、対象となる教員の課題の程度は様々であることから、研修期間は、判定会において審議の上、教育長が決定するものとしており、「別に定める」とは必ずしも要綱等に期間を別途記載する必要があるという認識ではないとの説明があった。

審査会が本件対象公文書1及び2を見分したところ、当該年度の具体的な研修日程等が記載されていることが確認された。このことから判定会の審議を経て教育長が研修期間を決定しており、必ずしも要綱等に期間を規定する必要はないのであって、本件不開示請求1のうち「ケ：第9条の2第2項」に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由とする本件不開示決定は、妥当である。

## エ 本件対象公文書1及び2に係る本件一部不開示決定の妥当性について

### (ア) 本件対象公文書1及び2について

本件対象公文書1は、指導力不足等教員に対する研修に係る規則・要綱等、指導改善研修・指導向上研修の概要、研修日程、様式等が記載された手引である。

また、本件対象公文書2は、指導力不足等教員に対する研修（指導改善研修・指導向上研修）の研修実施細目として、各研修の研修名、ねらい、日程、会場、内容、事前準備、進め方、事後処理、担当、提出物及び評価者が記載されたものである。

### (イ) 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、本件対象公文書1に掲載された「指導力アップ研修実施要項」のうち、対象者選定に関する記載である。

実施機関は、当該部分について、研修受講者の選定基準に関する記載であり、公にすることにより、研修を必要とする者を適切に選定することが困難となり、今後の指導力アップ研修の実施に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

これに対し、審査請求人は、選定基準を公開することで、具体的な支障が生じる相当の蓋然性が認められないと主張している。

審査会が見分したところ、本件不開示情報1には、指導力アップ研修の対象者を選定する具体的な基準が記載されていることが確認された。審査会が実施機関に確認したところ、この基準は対象者には示されていないとのことであった。このことを踏まえると、本件不開示情報1は、これを公にすることとなると、研修を回避する等の行動をとる者が出る可能性が生じ、研修を必要とする者を適切に選定することが困難となり、指導力アップ研修の実施に支障を及ぼすおそれがあるものであるとの実施機関の主張は首肯できることから、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

#### (ウ) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、様式類のうち教育職員職務実績記録の記入方法に関する情報である。

実施機関は、当該情報を公にすることにより、評価者の視点、校長等による指導・指示等の方法や流れ、職務実績記録の様態等が評価対象者となり得る者に対しても明らかとなり、管理職による適正な評価が妨げられ、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

これに対し、審査請求人は、「仮に、評価対象者が、職務実績記録の記入方法を知ったことによって、自らの職務実績を改善し、「研修を講じる必要がない」と判断されるような職務実績を果たすことができるのであれば、そもそも「研修を講じる必要のある教員」とは言えない。むしろ、教育委員会が指導力アップ研修を本来の目的外のために恣意的に運用することを排除するためにも、職務実績記録の記入方法は公にされるべきものである。」と主張する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2には、指導力不足等教員の具体的な行動、指導、結果及び事実行為の評価のポイントとなる内容が記載されていることが確認された。当該内容が公にされることとなると、記載されている行動さえしな

ければ指導力不足等教員に該当することはないとの認識から、該当となる可能性がある教員が、表面上の体裁だけを取り繕い、指導力不足等教員の認定から免れようとするのが想定され、指導力不足等教員として研修を受ける必要がある者を抽出し、指導の改善や向上につなげるという本来の目的の達成が困難になるおそれがあることから当該内容が条例7条6号に該当するという実施機関の主張は理解できる。

しかしながら、別表3に掲げる部分については、氏名等の項目名及びその記載例にすぎず、実施機関が主張する評価のポイントには当たらないことから、同号に該当するとは認められない。

したがって、本件不開示情報2のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

#### (エ) 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、本件対象公文書1中の観察者に関する記載及び本件対象公文書2中の評価者、事前準備・進め方・観察者に関する記載のうち一部である。

実施機関は、当該部分を公にすることにより、評価者等個人が特定されてしまい、不当な干渉、圧力等により評価者による適正な評価等が妨げられ、評価に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

これに対し、審査請求人は、「観察者、評価者等に関する記載については、あくまで要項における「例」であって、「公にすることにより、評価者個人が特定される」ことはあり得ない。」と主張する。

審査会が検討するに、観察及び評価の対象者は指導力不足等教員であり、研修の評価によっては免職等の可能性もあることから、観察者や評価者を特定し得る情報が公にされると評価等に対する質問や要望が直接寄せられたり、観察者や評価者に対して圧力をかけるような行為等が行われるおそれがあるとの実施機関の説明は否定できない。このことにより、評価者等が対象者との軋轢をおそれるような状況に陥り、適正な評価ができなくなることとなると、実施機関における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本件不開示情報3は、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

#### (オ) 本件不開示情報4について

本件不開示情報4は、本件対象公文書2中の児童・生徒理解研修の講師に関する記載である。

実施機関は、当該部分について、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると主張する。

これに対し、審査請求人は、「研修は公務であって、講師業務も当然公務であるから、氏名は不開示情報にあたらぬ。」と主張する。

審査会が見分したところ、外部講師の所属名、氏名及び職名が記載されており、これらは特定の個人が識別される情報であり、条例7条2号本文に該当する。また、同人は公務員ではないことから、同号ただし書ハには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イ及びロにも該当しない。したがって、本件不開示情報4は、条例7条2号に該当し、不開示が妥当である。

オ 本件対象公文書3に係る本件一部開示決定の妥当性について

本件対象公文書3は、「指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会」の委員名簿であって、8名の委員の氏名と現職が記載されており、このうち本件不開示情報5は、「東京都公立学校生徒の保護者」として記載された個人の氏名である。なお、当該個人以外の各委員の氏名は開示されている。

実施機関は、本件不開示情報5について、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると説明する。

これに対し、審査請求人は、「審査委員会は東京都から委嘱された公的なものであるため、その所属や属性にかかわらず、氏名の公開は当然である。」と主張する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報5は、保護者の氏名であり、特定の個人を識別することができることから条例7条2号本文に該当し、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求及び決定種別

本件開示請求		決定種別
番号		
1	東京都教育委員会規則「指導力不足等教員の取扱いに関する規則」において、「別に定める」とされているものにつき、「別に定め」たもの。具体的には次のア～サの各々の文書あるいは全てを網羅する文書。	
	ア：第3条第3項 イ：第4条第4項 ウ：第4条の2第2項 エ：第5条第4項 オ：第5条の2第2項 カ：第6条第3項 キ：第7条第6項 ク：第9条第4項	開示決定 (審査請求対象外)
	ケ：第9条の2第2項	不開示決定(不存在)
	コ：第9条の2第4項 サ：第9条の3第3項	開示決定 (審査請求対象外)
	2	文部科学省の定める「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」において、「指導に課題がある教諭等に対して、(略) 学校内又は教育センターにおいて集中的に研修を行ったことにより、(略) 未然防止・早期対応に努めることが重要である。」とあることに関して、「学校内又は教育センターにおいて集中的に研修」を行なう場合の手引き・要綱・マニュアル等の全て(以下、略。)
3	東京都教育委員会規則「指導力不足等教員の取扱いに関する規則」に定める「審査委員会」の審査委員名簿(役職・職などを含むもの)	一部開示決定



別表2 本件対象公文書及び本件不開示情報

本件対象公文書		本件不開示情報		
番号		番号		根拠規定
1	令和5年度指導力不足等教員 に対する研修実施の手引	1	指導力アップ研修実施要項のうち、対象者選定に関する記載	7条6号
		2	令和〇年度 教育職員職務実績記録（記入方法）	7条6号
		3	観察者に関する記載	7条6号
2	令和5年度指導力不足等教員 に対する研修（指導力不足教員指導改善研修・指導力不足教員指導向上研修）研修実施細目	3	評価者、事前準備・進め方・観察者のうち一部	7条6号
		4	児童・生徒理解研修の講師に関する記載	7条2号
3	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿	5	保護者である者の「氏名」	7条2号

別表3 開示すべき部分

	開示すべき部分
本件対象公文書1	本件不開示情報2のうち、不開示とした表の1行目から3行目まで